

至誠館大学指定強化クラブ規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学授業料等免除規程第3条第3項に基づき、至誠館大学（以下、「本学」という。）における学生の自主的な課外活動のうち、本学及び本学のクラブ活動全体の活性化並びに新入生獲得に資するための指定強化クラブについて定めることを目的とする。

(指定の条件)

第2条 学長は、次の項目を満たすクラブを指定強化クラブに指定することができる。

- (1) クラブでの目標が明確であること
- (2) 新入生獲得のために有効なクラブであること
- (3) 指導計画が明確であること

(大学の支援)

第3条 指定強化クラブには、次の各号により支援を行う。

- (1) 大学の予算案の範囲内において支援を行う
- (2) その他、大学の現状を踏まえクラブの実情を勘案し支援を行う

(義務)

第4条 指定強化クラブは、毎年度末にクラブ活動の状況について次のとおり報告する。

- (1) 予算の執行について収支報告書を作成し大学事務局長に提出する。
- (2) 後援会費の支援に対し収支報告書を作成し後援会に提出する。
- (3) 活動状況について報告書を作成し学長に提出する。

(指定の継続)

第5条 学生委員会は、年度末に各指定強化クラブの活動状況及び成果を評価し、学長に指定の継続の可否について報告する。

(指定の失格)

第6条 学長は、学生委員会の報告を受け、次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことがある。

- (1) 指定強化クラブの目的を達することができないと判断したとき
- (2) 正当な理由が無く、クラブ活動の状況報告を怠ったとき
- (3) 指定強化クラブに所属する学生の勉学に支障をきたしているとき
- (4) その他、クラブ活動ができない状況になったとき

第7条 (削除)

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

制 定 平成25年 4月 1日 (制定)

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)
平成27年 4月 1日 (第2回改正)
平成27年 6月 1日 (第3回改正)

第2条の規程にかかわらず、「ゴルフ部」、「硬式野球部」「女子バレーボール部」「陸上競技部」及び「カヌー部」については、従前より指定されていたものとする。

平成28年 6月 1日 (第4回改正)
平成31年 4月 1日 (第5回改正)